

# 点検から報告まで

## 種別と期間

### ■消防用設備等（平成16年消防庁告示第9号）

#### ●機器点検（6月ごと）

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に従い確認することです。

- (1)消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2)消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3)消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

#### ●総合点検（1年ごと）

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に基づき確認することです。

### ■特殊消防用設備等（設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと）

- 設備等設置維持計画に定める点検の基準に基づき確認することです。

## 整備

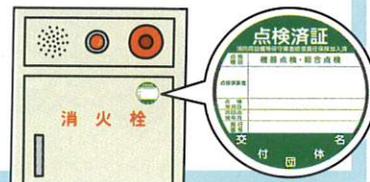
### 不良箇所

### 整備

- 消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備（軽微な整備は除く。）は、消防設備士でなければできません（消防法施行令第36条の2）。

## 点検済票\* (ラベル)の貼付

- 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票（ラベル）を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- 点検済票（ラベル）は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者に交付されます。



\*点検済票表示制度を活用している場合に限りです。

## 点検結果 報告書の作成

- 点検した結果は、点検結果報告書、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します（点検結果総括表は、消防長又は消防署長が認めた場合作成します。）。
- 報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、定められています（昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号）。

## 報告の期間

### ■消防用設備等（消防法施行規則第31条の6第3項）

- 特定防火対象物＝1年に1回（百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など）
- 非特定防火対象物＝3年に1回（工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など）

### ■特殊消防用設備等（消防法施行規則第31条の6第2項）

- 設備等設置維持計画に定める期間ごと

## 報告先

- 防火対象物の関係者が、消防長又は消防署長（消防本部のない市町村は市町村長）へ直接、郵送又は電子メール等により報告

